

山 監 査 第 3 3 号
令和2年（2020年）4月21日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 河 崎 平 男

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会
- 3 報告書提出年月日
令和2年4月20日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課（各小・中学校、埴生幼稚園及び学校給食センターを含む。）、心の支援室及び社会教育課（各公民館、津布田会館、各図書館、青年の家及び歴史民俗資料館を含む。）

3 監査の期間

令和 2 年 1 月 7 日から令和 2 年 4 月 9 日まで

4 監査の方法

今回の監査は、令和元年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

（1）契約関係について

ア 平成 30 年度事業で小・中学校教員用及び教育委員会事務局職員用 P C 及び中学校配置用タブレット（いずれもリース）の導入の時期及び設置の状況に問題がある。教員用 P C 導入時期が平成 31 年 3 月末であり、平成 30 年度においては現場の教員に十分活用されることができなかつた。また、事務局職員用に導入された P C 及び中学校配置用のタブレットが設置されず未使用のままとなっている。毎月支払われているリース料の中には、これら未使用の P C 及びタブレットの分も含まれている状態である。

業務については、迅速に処理されたい。

イ 物品売買契約において、4月1日付で締結すべきものについて、大幅な遅延が認められるものがある。契約の遅れによる学校現場への影響や、業者の市に対する信頼が懸念される。

業務については、迅速に処理されたい。

ウ 上記イにおける物品売買契約において、1社見積もりによる特命随意契約としているが、この理由について疑義がある。

「継続してソフトを使用するためのパッケージを購入するものであり2者以上の見積もり合わせには適さない。」を理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、競争性のない1社見積もりによる特命随意契約をしているが、ライセンスの更新においては、導入時と同じ業者から購入する必要はなく、2者以上の見積もり合わせに適さないとする随意契約理由は適切ではない。契約を締結する場合は、競争入札が原則であることから、本来であれば予定価格を決定し、入札を行わなければならない。また、予定価格が財務規則第99条に掲げる金額を超える場合は、事前に監理室と協議しなければならない。適切な処理をされたい。

エ 中学校タブレット端末整備事業において、市内6中学に2019年の2学期中にタブレット端末を設置・導入するべき事業であったが、事務処理作業の大幅な遅延により、実際には2020年2月末の設置となり、また、その後の新型コロナウイルスによる休校措置により、今年度は市内全中学校生徒が使用することができなくなった。今回の休校措置を考慮しても、当初の計画どおりであるならば、1月からタブレット端末を扱った授業を実施することができたと思われる。

事務処理については、迅速に行われたい。

オ 機器等の賃貸借料において、令和元年10月からの消費税率変更後も月々の賃貸借料の額が変更されていない。契約書によれば、賃貸借料の条項に消費税額の変動の際の賃貸借料の扱いについて規定されているが、契約の履行が果たされていない状態である。

早急な対応をされたい。

カ 全体的に契約事務処理への遅延が目立つ。このため、実際の学校現場での児童生徒たちの学習環境への影響が出てきている。また、事務処理の遅延は、

契約業者の市に対する信用にかかわるものである。また、契約書類の管理についても適切に行われていない状態である。

適切に処理されたい。

【学校教育課】

(2) 収入事務について

ア 使用料において、端数処理がされていない金額で許可され納付されている。

青年の家等設置条例第 6 条第 3 項では「使用料の金額に 10 円未満の端数があるときはその金額を切り捨てる。」と定められおり、減少相当額について調定し、減少相当額を誤納又は過納としてその還付等に必要な手続をとることとなる。適正な事務処理をするとともに、今後の事務処理方法等を検討されたい。

【青年の家】

